

議第192号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年11月26日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1 京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会の項を次のように改める。

京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会	水道施設整備費に係る国庫補助事業に関し京都市上下水道局公共事業庁内評価委員会が実施する事前評価の方法、結果及び対応方針に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5 人 以 内	1	年
京都市観光振興審議会	観光の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	30 人 以 内	1	年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市長の附属機関として新たに京都市観光振興審議会を設置する等の必要があるので提案する。